

関係団体へのヒアリング結果に関する 事務局整理

厚生労働省 保険局・年金局
2019年4月16日

ヒアリングにご協力頂いた団体一覧

1. 第2回懇談会 (2月26日(火)15時~17時)

- ・ 公益社団法人全国ビルメンテナンス協会
- ・ 一般社団法人日本フードサービス協会
- ・ 日本チェーンストア協会
- ・ 一般社団法人日本スーパーマーケット協会
- ・ UAゼンセン(全国繊維化学食品流通サービス一般労働組合同盟)

2. 第3回懇談会 (3月12日(火)14時~16時30分)

- ・ 特定非営利活動法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ
- ・ 全国社会保険労務士会連合会
- ・ 一般社団法人全国スーパーマーケット協会
- ・ 一般社団法人日本惣菜協会
- ・ 一般社団法人プロフェッショナル&パラレルキャリア・フリーランス協会

3. 第4回懇談会 (3月26日(火)15時~17時)

- ・ 一般社団法人『民間事業者の質を高める』全国介護事業者協議会
- ・ 一般社団法人全国生活衛生同業組合中央会
- ・ 全国コミュニティ・ユニオン連合会

《短時間労働者の多様性と保障の在り方》

- ・ 多くの団体の説明からは、パート労働者として働く方の中には、従来から多くを占めていた主婦層のほか、シングルマザーを含めた単身者、シニア層、外国人、学生や病気や障害等の事情を抱えて働く方など、非常に多様な属性の者が含まれることが窺われた。
- ・ 労働者団体からは、収入のある者は自ら被用者保険に加入することを基本的な考え方として、被用者保険の更なる適用拡大を進めるべきという意見があった。
- ・ また、適用拡大を通じて、就労時間を延ばし、就労収入の増加を希望している者を後押しするとともに、現在、扶養の範囲内で就労していく者を含めて、働く以上は労使で必要な負担をし、その上で、老齢年金に加えて、障害・遺族年金や健康保険の傷病手当金も含めた被用者保険の保障を受けることで、様々なライフイベントがある中でも生活の安定が図られる状況を作っていくことが重要との意見があった。

《短時間労働者の就労促進／抑制》

- ・ 多くの使用者団体からは、近年のパート労働市場における需給逼迫により、事業運営に必要な労働力の確保が極めて重要な経営課題になっているとの指摘があった。
- ・ また、短時間労働者のうち、主婦層（国民年金第3号被保険者、健康保険被扶養者）やシニア層（国民年金の加入義務なし）については、手取り収入の維持を重視し、保険料負担が発生しない範囲で就労しようとする傾向が根強いとの指摘が多くあった。
- ・ こうした主婦層等の就業行動については、企業の事業運営の制約要因となるとともに、正社員等の他の従業員の負担となっているとの指摘があった。また、こうした行動を誘発している制度的要因が、構造的に、単身者等の他のパート労働者の就労条件に対してマイナスに作用しているとの指摘もあった。
- ・ こうした状況を踏まえて、使用者団体からは、更なる適用拡大の実施が労働力の確保をより困難にすることを懸念する意見が出されたほか、労働者団体を含めて、社会保険制度を就労促進につながるような制度設計となることを求める意見が多くあった。

《企業の社会保険料負担》

- ・ パート労働市場の需給環境や近年の最低賃金の引上げを反映したパート賃金の上昇が企業における人件費の上昇を招き、特にパート比率の高い労働集約的産業においては、経営に深刻な影響を与えているとの指摘があった。
- ・ これを踏まえて、使用者団体からは、今後の検討において、社会保険料負担の増加が企業経営に与える影響を踏まえた慎重な検討や、社会保険料負担の増加を価格に転嫁できるような環境整備を求める意見があった。

《これまでの適用拡大の影響・効果》

- ・ 2016年10月の501人以上の企業を対象とした適用拡大を受けて、多くの企業は労働力の確保を優先し、従業員の意向を重視しつつ、できるだけ労働時間を延長・維持してもらう方向で対応したとの説明があった。
- ・ こうした状況のもと、パート労働者の中には、被用者保険適用を受容した上で、保険料負担に伴う手取り収入の減少を補うための就労時間の延長と、保険料負担を回避するための就労時間の短縮という両方向の動きが**発生**したとの報告があった。
- ・ なお、全体としていずれの動きの影響が大きかったのかについて、使用者団体からは、就労時間を短縮する動きが目立ち、労働力不足に拍車がかかったとの意見と、就労時間を短縮する動きは限定的であったとの意見の双方があった。
- ・ 短時間労働者を多く雇用する労働集約的な産業においては、利益率が低い中、適用拡大に伴う社会保険料負担の増加は企業経営に対して無視できない影響を与えたとの意見があった。

《短時間労働者に対する適用要件等》

- ・ 企業規模要件については、労働者団体から、企業規模によって社会保険の加入に差異が生まれることは合理性を欠くとして撤廃を求める意見があっただけでなく、使用者団体からも、公平な競争条件の確保等の観点から見直しを求める意見があった。
- ・ 他方、中小企業経営への配慮の観点から、企業規模要件の見直しについて慎重な検討を求める意見、中小企業を適用拡大の対象とする場合には企業負担の軽減等も検討すべきとの意見や、適用した上でそれに伴う経営負担を支援することで対応すべきとの意見があった。
- ・ 労働時間や賃金に着目した更なる適用拡大については、使用者団体からは、一層の就業抑制や人件費の増加を懸念して慎重な検討を求める意見があったのに対し、労働者団体からは、各適用要件を緩和し、全体として被用者保険の適用範囲を拡大していくべきとする意見があった。
- ・ 健康保険の取り扱いについて、使用者団体からは、被扶養となっている者にとっては自ら健康保険に加入するメリットが乏しく、厚生年金と合わせて健康保険の適用範囲を拡大することは就労抑制につながるとして特別な対応を求める意見があった一方、労働者団体からは、被扶養者に係る医療保険給付は、保険制度全体で考えた場合には誰かが負担しているわけであり、基本的には所得がある方には適正な負担をしてもらうべきという意見があった。
- ・ 加えて、就業促進やライフスタイルの多様化への対応の必要性を念頭に、単なる短時間労働者に対する適用要件の議論だけでなく、国民年金制度や第3号被保険者制度の在り方を含めた抜本的な検討を求める意見があった。
- ・ また、企業による雇用判断に中立的な社会保険制度としていく観点から、従業員全体の総報酬に対して保険料を賦課するという労働保険に類似した仕組みに切り替えていくことも必要との意見もあった。

《適用事業所の範囲》

- ・ いわゆる非適用業種においても、労働者の生活の安定の観点からは被用者保険に加入することが望ましく、また、社会保険完備かは、優秀な人材できちんとした職業を希望する方が必ず確認する事項であることから、人材確保の観点からも義務的な適用事業所の範囲の拡大を進めていくべきであるとの意見があった。
- ・ また、労働者団体からは、勤務先の業種や企業規模によって、働く者の社会保険制度上の取り扱いに差異が生じるのは問題であり、業種や規模にかかわらずすべての事業所を適用事業所とすべきであるとの意見があった。
- ・ ある非適用業種の業界団体からは、5人以上雇用しているところは、収入的にも安定しており、強制適用としても問題ないとの意見があった。
- ・ また、別の非適用業種の団体からは、従業員の生活の安定を図り、必要な人材を確保していく観点から、被用者保険適用を広げていくことが重要であるが、零細事業者の経営状況を踏まえると、一律に適用を強制するのではなく、現行制度を維持した上で、経営改善を支援することで任意適用できる事業所を増やしていくべきとの意見があった。

《働き方の多様化》

- ・ 副業・兼業について、複数の勤務先における労働時間を通算して被用者保険の適用要件を判断する仕組みとする方が望ましいとの意見があった。
- ・ 雇用的自営業者の生活健康のリスク対策における課題としては健康保険、出産・介護のセーフティネット、労災がある。年金については国民年金基金やiDeCoといった既存の制度があるので、優先度が高いのは健康保険であり、具体的には、国保組合を作り、傷病手当金や出産手当金等の給付を得られるようにしたいとの意見があった。